平成２６年（フ）第３６号
高知県南国市岡豊町小蓮771番地３　岡豊山コッテージ111
債務者　濵田　友朗
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４号
香川県丸亀市三条町544番地５
債務者　奥田　治子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第８号
香川県仲多度郡多度津町北鴨１丁目６番18号
債務者　眞辺　瑞穂（旧姓照屋・知花）
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（フ）第８４号
千葉県船橋市薬円台６丁目19番５号　サンモール薬円台108号
債務者　江成　佳代（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２８号
静岡県菊川市堀之内1114番地の５
債務者　原田　靖子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
静岡県菊川市堀之内1114番地の５
債務者　原田はつ江
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第３３号
長崎県西彼杵郡時津町左底郷1318番地99
債務者　山崎　信幸
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５７号
静岡県浜松市中区東伊場１丁目20番609号　サンコート浜松
債務者　小田　幸代
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
静岡県浜松市中区葵西６丁目５番28号
債務者　石塚　光男
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第７７５号
大阪市鶴見区鶴見４丁目11番45―1110号
債務者　田之上謙太
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８３９号
大阪市淀川区新高６丁目16番16―208号
債務者　原　佳枝
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１７５号
東京都稲城市東長沼284番地の８和光ハイツ101
債務者　松田　明子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６７号
千葉市中央区星久喜町1157番地51
債務者　芝崎　真樹
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月19日午後３時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９１号
東京都あきる野市上代継324番地１代継ハイツ201号
債務者　白石　勝次（旧姓小串）
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０３号
東京都国分寺市本多１丁目９番３号ＭＡ国分寺202
債務者　三井　桂美
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１７号
東京都国立市富士見台１丁目７番地１―７―303
債務者　本多　努
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部